

商店会加入のご案内

買い物
するなら
地元の
商店街で

1 商店会ってどんな団体？

物販、サービス、飲食等の店舗が組織を形成し、自主的な運営を行っている団体です。商店会では、会員相互が商業活動の発展に向けた情報交換や販売促進と同時に、地域コミュニティの形成にも大きな役割を果たして頂いており、商店会の活動に対して区では支援を行っています。

2 商店会の加入メリットは？

○商店会及び加盟店舗が受けることのできる主な補助事業等

< 商店会への補助事業 >

(1) 港区商店街コミュニティ事業

商店会等が行うイベント事業に対し、経費の一部を助成

例：集客力を高めるためのイベント（セール、イベント、イルミネーションなど）

(2) 港区商店街活性化事業

商店会等が自主的に提案し、地域の特性や実情に合わせて実施する事業に対し、経費の一部を助成

例：ホームページ、エリアマップ作成、モニュメント設置など

(3) 港区商店街地域力向上事業

地域社会の中で商店会等自らが住民生活を支えるための活動に対し、経費の一部を助成

例：地域清掃事業（商店街関係者が主体となって、街区内外で定期的にごみ拾い活動等を実施する。）

< 加盟店舗への補助事業等 >

(1) 港区チャレンジ商店街店舗応援事業補助金

各店舗が新たに取り組む「新規顧客獲得事業」「多言語対応事業」「効率化・省人化事業」に係る経費の1/2（上限50万円）を助成。

(2) 生鮮三品等商店街店舗持続化支援事業

各店舗が事業を継続するために不可欠で、法定耐用年数を過ぎている設備の更新・改修にかかる費用の1/2（上限50万円）を助成。

※生鮮三品取扱店舗に関しては、費用の3/4（上限75万円）を助成。

(3) 港区内共通商品券（スマイル商品券）取扱店舗

港区商店街連合会が発行しているプレミアム付き区内共通商品券、一般券を取り扱うことができます。

(4) 港区商店グランプリ

各商店会が推薦する店舗を審査し、表彰します。表彰された店舗は区が発行する「受賞店舗ガイド」やケーブルテレビにて区内に広く周知されます。

※上記の事業の内容は変更する場合があります。また、助成対象の要件など詳細は、港区産業振興課（03-6435-4601）までお問い合わせください。

※港区中小企業振興基本条例第7条において「商店街において小売業等を営む者は、商店街の振興を図るため、商店会に加入することにより相互に協力するよう努めるものとする。」と定めています。